

# 第1回 とくしまこども未来会議 次第

日時：令和6年5月20日（月）午前10時から

場所：徳島県庁 10階 大会議室

## 1 開会

## 2 議事

- (1) 会長、副会長の選任について
- (2) とくしまこども未来会議運営要領について
- (3) 徳島県こども計画の策定に向けて
- (4) 部会の設置及び今後のスケジュールについて

## 3 閉会

### <配付資料>

- ・ 次第、委員名簿、配席図、とくしまこども未来会議設置条例
- ・ 資料1：とくしまこども未来会議運営要領（案）
- ・ 資料2：こどもを取り巻く現状と課題
- ・ 資料3：徳島県こども計画の位置付け（こども基本法、こども大綱、現行計画）
- ・ 資料4：徳島県こども計画の構成、策定イメージ（案）
- ・ 資料5：こども・若者への意見聴取の取組（案）
- ・ 資料6：とくしまこども未来会議部会設置要綱（案）
- ・ 資料7：徳島県こども計画策定スケジュール（案）
- ・ 参考1：現行計画（第2期徳島はぐくみプラン、とくしま青少年プラン2022、第2期徳島県子ども・子育て支援事業支援計画、徳島こども未来応援プラン、徳島県ひとり親家庭等自立促進計画、成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針）
- ・ 参考2：令和6年度こども・子育て関連予算
- ・ 参考3：こども未来戦略
- ・ 参考4：こども大綱
- ・ 参考5：こどもまんなか実行計画2024の策定に向けて（案）

# とくしまこども未来会議 委員名簿

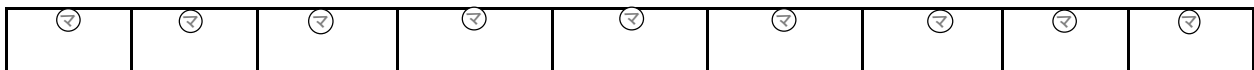
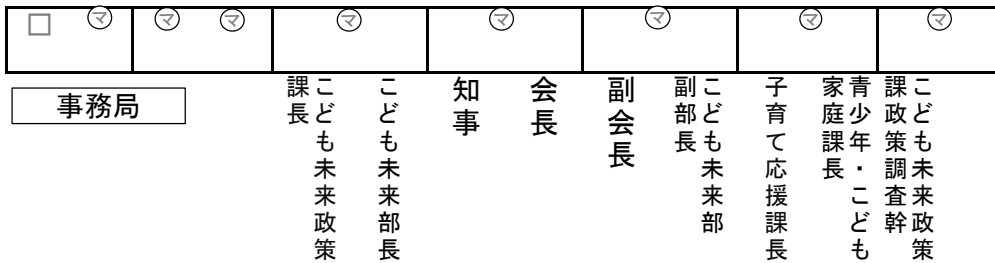
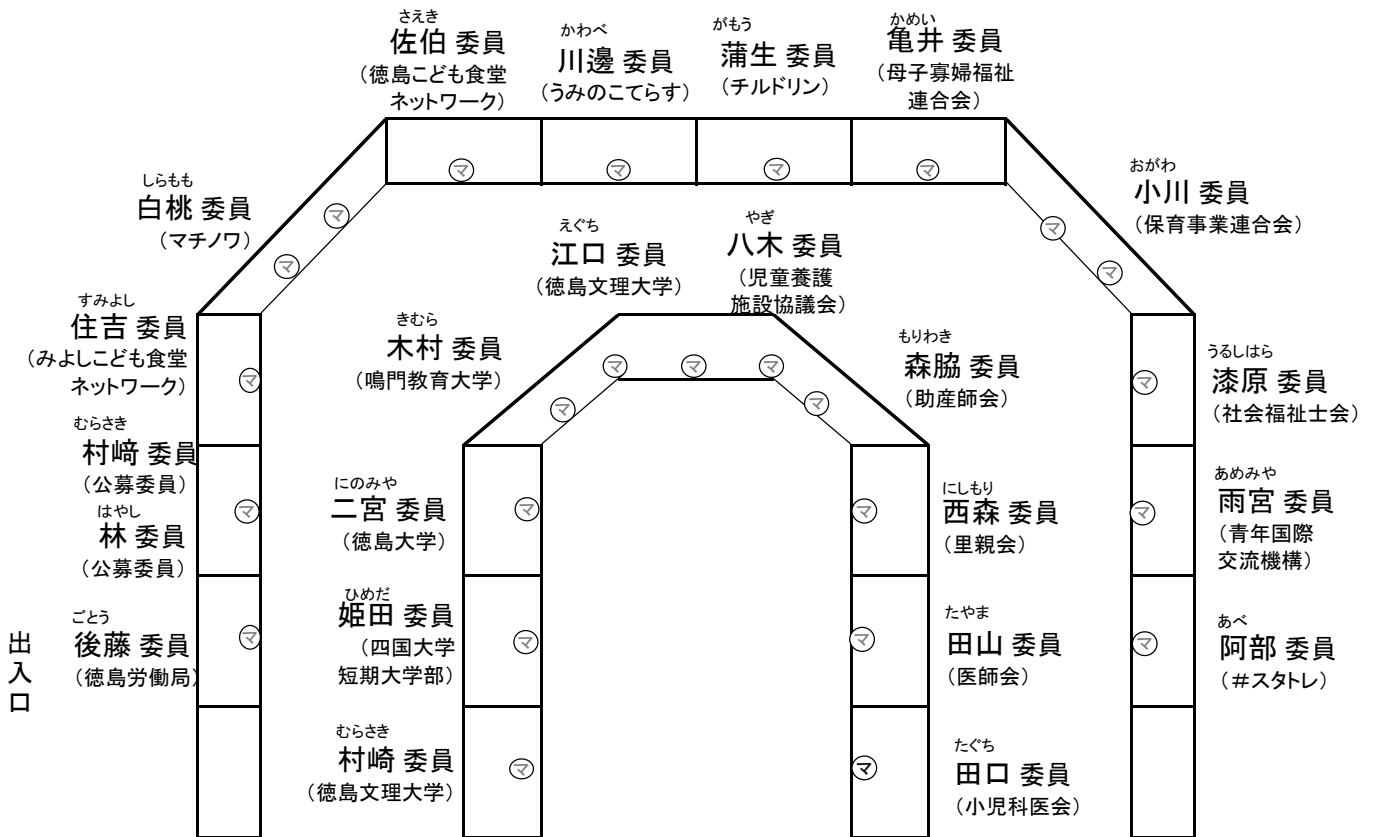
分野	団体・役職名等	氏名	出欠
こどもに関する事業の関係者	放課後児童クラブ#スタトレ 代表	阿部 一樹	出
	徳島県青年国際交流機構	雨宮 紀子	出
	徳島県産婦人科医会 会長	苛原 稔	欠
	徳島県社会福祉士会 理事	漆原 文子	出
	徳島県保育事業連合会 副会長	小川 和子	出
	渭東第一学童保育所 放課後児童支援員	小川 千代美	欠
	徳島弁護士会 弁護士	上地 大三郎	欠
	徳島県母子寡婦福祉連合会 会長	亀井 里江	出
	NPO法人チルドリン 代表理事	蒲生 美智代	出
	一般社団法人うみのこてらす 代表理事	川邊 笑	出
	認定NPO法人徳島こども食堂ネットワーク 理事長	佐伯 雅子	出
	徳島県国公立幼稚園・こども園PTA連合会 会長	下久保 聡彦	欠
	NPO法人徳島の子育てに伴走する会マチノワ 理事長	白桃 さと美	出
	みよしこども食堂ネットワーク 代表	住吉 千恵美	出
	徳島県小児科医会 会長	田口 義行	出
	徳島県医師会 常任理事	田山 正伸	出
	徳島県里親会 会長	西森 律身	出
	徳島県民生委員児童委員協議会 会長	速水 克彦	欠
	徳島県助産師会 会長	森脇 智秋	出
	徳島県児童養護施設協議会 会長	八木 宏明	出
NPO法人べんざいてんのお家 代表理事	吉本 真菜実	欠	
学識経験者	徳島大学キャンパスライフ健康支援センター 教授	井崎 ゆみ子	欠
	徳島文理大学 教授	江口 久美子	出
	鳴門教育大学 准教授	木村 直子	出
	徳島大学 名誉教授	二宮 恒夫	出
	四国大学短期大学部 准教授	姫田 知子	出
	徳島文理大学 教授	村崎 文彦	出
行政	徳島労働局雇用環境・均等室 室長	後藤 正	出
公募	公募委員 大学生	林 優良	出
	公募委員 大学生	村崎 弘汰	出

# とくしま子ども未来会議 配席図

令和6年5月20日(月)

徳島県庁10階大会議室

記者席



(関係部局)

とくしま子ども未来会議設置条例をここに公布する。

令和六年三月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

## 徳島県条例第十二号

とくしま子ども未来会議設置条例

(設置)

**第一条** 知事の諮問に応じ、子ども施策（子ども基本法（令和四年法律第七十七号）第二条第二項に規定する子ども施策をいう。以下同じ。）の推進に関する次に掲げる事項を調査審議するため、知事の附属機関として、とくしま子ども未来会議（以下「会議」という。）を設置する。

一 徳島県子ども計画（本県における子ども基本法第十条第一項に規定する都道府県子ども計画をいう。）の策定、変更、実施及び評価に関する事項

二 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）に関する次のこと（前号に掲げる事項と一体のものに限る。）。

イ 第七十二条第四項第一号に掲げる都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定及び変更に関する事項

ロ 第七十二条第四項第二号に掲げる当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の

実施状況に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、子ども施策に関する事項

2 会議は、子ども・子育て支援法第七十二条第四項に規定する審議会その他の合議制の機関とする。

(組織)

**第二条** 会議は、委員三十人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

一 ことにも関する事業の関係者

二 学識経験のある者

三 関係行政機関の職員

- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

**第三条** 会議に、会長及び副会長各一人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

**第四条** 会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の総数の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

**第五条** 会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に、部会長及び副部会長各一人を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(雑則)

**第六条** この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。  
(徳島県青少年健全育成条例の一部改正)
- 2 徳島県青少年健全育成条例(昭和四十年徳島県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第四条の五第三項に次のただし書を加える。

ただし、とくしまこども未来会議設置条例(令和六年徳島県条例第十二号)に規定するとくしまこども未来会議の意見を聴いたときは、この限りでない。

(徳島県社会福祉審議会設置条例の一部改正)

3 徳島県社会福祉審議会設置条例(平成十二年徳島県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「事務」の下に「(とくしまこども未来会議設置条例(令和六年徳島県条例第十二号)に規定するとくしまこども未来会議において調査審議するものを除く。)」を加える。